

# 国際教養大学地域貢献委員会規程

平成 18 年 7 月 13 日  
理事長 決定  
規程 第 74 号

(趣旨)

第 1 条 本学がその機能及び資源の活用により、社会が抱える多様な問題に応えること  
によって、地域社会や国際社会に貢献するため、国際教養大学学則第 21 条に基づき、  
学内に地域貢献委員会（以下「委員会」という。）を置き、運営その他必要な事項に  
ついて、この規程により定める。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 地域貢献の基本方針に関すること
- (2) 地域貢献の実施に関すること
- (3) その他、地域貢献に関すること

(組織)

第 3 条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) グローバル・ビジネス領域長又はその代理として領域長が指名する者
- (2) グローバル・スタディズ領域長又はその代理として領域長が指名する者
- (3) グローバル・コネクティビティ領域長又はその代理として領域長が指名する者
- (4) 英語集中プログラム代表又はその代理として代表が指名する者
- (5) 日本語プログラム代表又はその代理として代表が指名する者
- (6) 教職課程代表又はその代理として代表が指名する者
- (7) アジア地域研究連携機構長又はその代理として機構長が指名する者
- (8) 専門職大学院研究科長又はその代理として研究科長が指名する者
- (9) その他学長が指名する教職員

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は 1 年とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長)

第 5 条 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(定足数)

第 6 条 議事は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開くことはできない。

(議決)

第 7 条 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決す  
るところによる。

(事務局)

第 8 条 委員会の事務局は大学事務局研究・地域連携支援課に置く。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この規程は、平成18年7月13日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年7月21日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。